

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和4年5月9日（令和4年（独個）諮問第5010号）

答申日：令和5年3月20日（令和4年度（独個）答申第5042号）

事件名：本人に係る障害者台帳が適正である事由及び根拠が不存在にもかかわらず特定文書において「適正に評価を実施しております」と記載した事由及び根拠を記す文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報4につき、これを保有していないとして不開示とし、請求保有個人情報3につき、別紙の2に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報4につき、これを保有していないとして不開示としたこと並びに請求保有個人情報3につき、本件対象保有個人情報を特定したこと及びその一部を不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年1月19日付け3高障求発第559号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 原処分に対する論駁は別表1のとおりである。要するに（中略）強弁している内容は全て嘘である。

イ 障害者台帳（資料6）が部分開示であるので以下のとおり論駁する。

（ア）当該台帳の一部が不開示であるがこれは法14条2号ハに違反している。すなわち「当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示しなければならないにも関わらず（中略）それ

を行っていないので違法である。そもそも不開示部分が協議に関する情報であればそれが「職務遂行の内容に係る」ことは自明でありなおかつ協議者達は一人を除き公務員（特定機関職員）及び独立行政法人職員（当該台帳を作成した特定職員（中略））であるのでなおさら自明である。（中略）

(イ) また当該台帳は不適切であり（資料12-1）不適正であり（資料5-1（1））なおかつ虚偽法人文書であること（資料1-1（1））が既に判明しており審査請求人に対する障害者支援は何一つ行われておらずなおかつ審査請求人の生活も不当に虐げられているのでそれを保護するために法14条3号柱書きに基づいて不開示部分も開示されなければならない。

(ウ) 一方で（中略）法14条4号を挙げているがいかなるおそれがあるのかについて具体的に何一つ答えていないので行政手続法8条1項に違反している。

ウ 本件開示請求を受け付けてから原処分をなすまでに30日間を超過しているので法19条1項に違反しておりまた法定されている延長期限（30日間）も超過しているので同条2項にも違反している。本件延長通知書において延長期限は1月11日とされているにも関わらず本件決定通知書は1月19日に作成されているのでその作成日が延長期限を過ぎていることは自明である。したがって原処分は延長期限後になされているので法的に無効である。

エ 最後に決裁原議書（案文を含む）について補記しておく。（中略）当該書において審査請求人の氏名等が書かれていないことをもって保有個人情報に該当しないと強弁しているが総務省情報公開・個人情報保護審査会は当該書に書かれている文書番号により審査請求人を識別することができるので当該情報に該当すると判断している（資料11-4頁）。したがって仮に本件開示請求における事由及び根拠が当該書に書かれていればそれは本件開示請求文書に該当するので法14条に基づいて開示しなければならずそのようになれば原処分は違法かつ失当として取り消されなければならない。

オ 以上のとおり原処分は違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

（以下略）

(2) 意見書

本件理由説明書（下記第3。以下同じ。）を以下のとおり論駁する。

ア 本件審査請求書（上記（1）。以下同じ。）において論駁しているとおりまた下記のとおり「原処分維持」は不適である。

イ 審査請求人は「受付日」について不知でありなぜなら諮問庁が当該

日を審査請求人に伝えていないからである。

- ウ 諮問庁は「特定し」と書いているが本件審査請求書において論駁しているとおりまた下記のとおり当該特定は失当である。
- エ 諮問庁は「存在を確認することができず」と書いているが本件審査請求書において論駁しているとおりまた下記のとおりなぜ不存在であるのについて理由説明されていないので行政手続法8条1項に違反している。
- オ (中略) 諮問庁は資料13-1(1)項目1において「当該台帳が事実のとおりに書かれていると判断できる事由も根拠も存在しない」と認めておりまた資料1-1(1)において「当該台帳が虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は存在しない」とも認めておりこれ等により当該台帳は事実と異なる嘘が書かれている虚偽法人文書であると判断できる(中略)。
- カ (中略) 諮問庁は資料13-1(1)項目1において「当該文書が事実のとおりに書かれていると判断できる事由も根拠も存在しない」と認めておりまた資料1-1(1)において「当該文書が虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は存在しない」とも認めておりこれ等により当該文書は事実と異なる嘘が書かれている虚偽法人文書であると判断できる(中略)。
- キ 諮問庁は「不存在とした」と書いているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。すなわち資料1-1(1)において「虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は不存在」と書かれている事由は特定職員(中略)が作成した障害者台帳(資料6)及び特定所長(中略)が作成した特定番号文書(資料2)が両罪に当たるから、あるいは同じことであるが当該台帳及び特定番号文書(資料2)が虚偽法人文書であるからであるのでこれ等を記す法人文書(電子mail及びFAXを含む)を下記に挙げておくのでそれ等が本件文書に該当するか否かについて改めて判断しろ。
 - (ア) 特定補正依頼文書(資料1)に係る決裁原議書
 - (イ) 特定補正依頼文書(資料1)について言及されている法人文書(電子mail及びFAXを含む)
 - (ウ) 特定補正依頼文書(資料1)を作成する際に諮問庁内において協議した内容を記す法人文書(電子mail及びFAXを含む)
 - (エ) (中略) 障害者台帳(資料6)に係る決裁原議書
 - (オ) 障害者台帳(資料6)について言及されている法人文書(電子mail及びFAXを含む)
 - (カ) 障害者台帳(資料6)を作成する際に諮問庁内において協議した

- 内容を記す法人文書（電子m a i l 及びF A Xを含む）
- (キ) (中略) 特定番号文書（資料2）に係る決裁原議書
 - (ク) 特定番号文書（資料2）について言及されている法人文書（電子m a i l 及びF A Xを含む）
 - (ケ) 特定番号文書（資料2）を作成する際に諮問庁内において協議した内容を記す法人文書（電子m a i l 及びF A Xを含む）
- ク 諮問庁は「また、障害者台帳を（中略）認められない。」と書いているがこの内容は本件理由説明書2頁16及び17行目に書かれている内容「特定番号文書は、（中略）作成している」と一致しておらず整合もしていないので諮問庁は事実と異なる嘘を吐いている（書いている）と断定される。特定所長（中略）はいかなる経緯（意思決定過程）により虚偽法人文書である特定番号文書（資料2）を作成し行使したのか？公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいてこれについて答えろ。要するに特定所長は特定職員（中略）が吐いている嘘をそのまま特定番号文書（資料2）に書いただけでないのか？そうであればやはり本件理由説明書2頁16及び17行目に書かれている内容「特定番号文書は、（中略）作成している」は嘘であると断定されこれが嘘であれば諮問庁は本件理由説明書に嘘を書いていることになるので特定番号文書（資料2）と共に本件理由説明書も虚偽法人文書であると断定される。要するに諮問庁は特定職員（中略）が嘘を吐いていること及び特定所長がその嘘を特定番号文書（資料2）に書いていること（資料13-1（1）項目1）を隠蔽するためにさらに（中略）、すなわち、この二人を犯人隠避するために嘘を吐いている（書いている）のである（犯人蔵匿等罪（同法103条））。
- ケ 諮問庁は「不存在とした」と書いているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。すなわち資料4において「特定記載A」「特定記載D」という嘘を吐いている（書いている）事由は特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料6）及び特定所長（中略）が作成した特定番号文書（資料2）が虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たるから、あるいは同じことであるが当該台帳及び特定番号文書（資料2）が虚偽法人文書であるからそれ等を隠蔽するためであり（中略）それ等を記す法人文書（電子m a i l 及びF A Xを含む）を本件文書として開示しろ。その候補として考えられる法人文書（電子m a i l 及びF A Xを含む）を下記に挙げておくのでそれ等が本件文書に該当するか否かについて改めて判断しろ。
- (ア) 理由説明書A（資料4）に係る決裁原議書
 - (イ) 理由説明書A（資料4）について言及されている法人文書（電子

m a i l 及び F A X を含む)

(ウ) 理由説明書 A (資料 4) を作成する際に諮問庁内において協議した内容を記す法人文書 (電子 m a i l 及び F A X を含む)

(エ) ないし (ケ) (上記キ (エ) ないし (ケ) と同一内容のため省略)

コ 諮問庁は事実と異なる嘘を吐いている (書いている) のでそれについて前述クを参照しまた併せて資料 3 も参照せよ。本件理由説明書に書かれている内容 (障害者台帳 (資料 6) を確認した) と資料 3 に書かれている内容 (特定職員 (中略) 及び特定機関に確認した) は一致していないので諮問庁は事実と異なる嘘を吐いている (書いている) と断定される。要するに特定所長 (中略) が作成した特定番号文書 (資料 2) は特定職員 (中略) による嘘がそのまま書かれているだけでありさらに諮問庁は資料 1 3 - 1 (1) 項目 1 において「事実のとおりに書かれていると判断できる事由も根拠も存在しない」と認めておりこの (中略) 確認 (資料 3) にしてもこの (中略) 障害者台帳 (資料 6) にしてもそれ等をもってしても「事実のとおりに書かれていると判断できる事由も根拠も存在しない」 (資料 1 3 - 1 (1) 項目 1) と認めているのはほかならぬ諮問庁自身である。

サ さらに論理的な疑義もある。まず (中略) 特定番号文書 (資料 2) - 4 において「適正に評価 (補註: 職業評価を指しており障害者台帳 (資料 6) に含まれている) を実施しております。」と書いているわけであるが諮問庁は資料 5 - 1 (1) において「特定職員 (中略) が作成した障害者台帳 (資料 6) (補註: 職業評価を含む) が適正である事由及び根拠は不存在」と認めているのである。すなわち特定所長は「適正である事由も根拠も存在しない」 (資料 5 - 1 (1)) にも関わらず「適正に実施しております」 (資料 2 - 4) という嘘を吐いている (書いている) ことになるのでそれはなぜか、その事由及び根拠は何かと問質されているのが本件請求である。

シ これに対して諮問庁は「障害者台帳 (補註: 資料 6) を確認しながら作成していることから、(中略) 障害者台帳を特定した」 (本件理由説明書 2 頁 1 6 及び 1 7 行目) と理由説明しているが資料 5 - 1 (1) において「適正である事由も根拠も存在しない」と認めているのはほかならぬ諮問庁自身である。要するに仮に特定所長 (中略) が当該台帳を確認しながら特定番号文書 (資料 2) を作成していたとしても (前述コ) 資料 5 - 1 (1) のとおり「適正である事由も根拠も存在しない」ので「適正に実施しております」 (資料 2 - 4) と判断することは論理的にできないのである。さらに諮問庁は資料 1 3 - 1 (1) 項目 1 において「事実のとおりに書かれていると判断できる事

由も根拠も存在しない」と認めておりここでも当該台帳は事由にも根拠にも含まれていないのである。

ス したがって前述コないしシのとおり本件文書は的確に特定されていないと断定されるので原処分は失当として取り消されなければならない。

セ ところで前述サのとおり特定所長（中略）は特定番号文書（資料2）-4において「適正に評価（補註：職業評価を指しており障害者台帳（資料6）に含まれている）を実施しております。」という嘘を書いているわけであるがその事由は特定職員（中略）による評価（職業評価を指しており障害者台帳（資料6）に含まれている）が不適正であること（資料5-1（1））を隠蔽するためでありなおかつ（中略）かばうためであるのでそれ等を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）を本件文書として開示しろ。その候補として考えられる法人文書（電子mail及びFAXを含む）を下記に挙げておくのでそれ等が本件文書に該当するか否かについて改めて判断しろ。

（ア）ないし（カ）（上記キ（エ）ないし（ケ）と同一内容のため省略）

ソ 補記1。諮問庁は（中略）障害者台帳（資料6）について別表2のとおり認めておりこれ等全ては資料5-1（1）において「適正である事由も根拠も存在しない」と認めていることと完全に整合している。

タ 補記2。諮問庁は資料5-1（1）において特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料6）について「適正である事由も根拠も存在しない」と認めているので当該台帳は不適正であると断定されるわけであるが適正であると判断される障害者支援として資料18及び19を挙げておく。これ等に書かれている内容は主治医の意見書（資料20）に書かれている内容とも当然整合しているわけであるが（中略）当該台帳はこれ等に書かれている内容と全く一致しておらず整合していないのである。また特定市によると（中略）書いている内容は他の障害者達に対しても同様であり精神医学に基づく障害者支援（構造化）も法定されている障害者支援（社会的障壁の除去）も全く行われていないことになる（資料22）。

チ 諮問庁は「通常作成しなければならない文書ではなく」と書いているがこれは公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に違反している。すなわち同法4条において「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」と定められているので法人文書同

士（資料7及び8）が矛盾しているか否かに関わらず法人文書を作成する際における意思決定過程を跡付け検証できるように「文書を作成しなければならない」のである。したがって法人文書同士（同上）が矛盾しているか否かに関わらずそれ等における意思決定過程を跡付け検証できないとなれば前述したとおり同法4条及び11条1項に違反していると断罪するしかない。

ツ 諮問庁は「不存在」としたと書いているがなぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。すなわち法人文書同士（資料7及び8）が矛盾している事由は諮問庁が資料8に嘘を書いているからである。資料7において「根拠は不存在」と認めているにも関わらず資料8において「根拠は障害者支援経過」と書いているのでこれが嘘であると判断されるのは当然であり自明でもある。

テ 次いでなぜ諮問庁が資料8に嘘を書いたのかと言えば資料8に書かれているとおり「特定文書（特定番号文書（資料2））が虚偽ではない」と強弁するためである。すなわち特定番号文書（資料2）が虚偽法人文書であることを隠蔽するためであり（中略）それ等を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）を本件文書として開示しろ。その候補として考えられる法人文書（電子mail及びFAXを含む）を下記に挙げておくのでそれ等が本件文書に該当するか否かについて改めて判断しろ。

(ア) 理由説明書C（資料8）に係る決裁原議書

(イ) 理由説明書C（資料8）について言及されている法人文書（電子mail及びFAXを含む）

(ウ) 理由説明書C（資料8）を作成する際に諮問庁内において協議した内容を記す法人文書（電子mail及びFAXを含む）

(エ) ないし（カ）（上記キ（キ）ないし（ケ）と同一内容のため省略）

ト 諮問庁は「原処分は妥当である。」と書いているが前述したとおり本件文書は的確に特定されておらずまた行政手続法8条1項に違反しておりさらに公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項にも違反しているので原処分は違法かつ失当として取り消されなければならない。

サ 補記3。諮問庁は自らのwebsiteにおいて「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」（資料23）を公開しており当該要領第12-3（1）において「審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにするこ

ととする。」と定められているが本件諮問は審査請求日（2022年1月25日）から諮問日（2022年5月9日）までに90日間を徒過して104日間も掛かっているので当該諮問は当該要領に違反しており失当である。

（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和3年11月4日付け（受付日同年11月10日）で審査請求人から、法13条1項の規定に基づく別紙の1に掲げる保有個人情報（本件請求保有個人情報）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）があり、請求保有個人情報3を記録する文書として、障害者台帳を特定し、部分開示の決定を行った。請求保有個人情報1、2及び4は該当する保有個人情報の存在を確認することができず、不開示とする決定を行った。審査請求人は、原処分について文書の特定が適切ではないとして取消しを主張している。

本件請求保有個人情報にある障害者台帳とは、審査請求人に関する職業評価の結果や職業相談の記録等、個人情報が集約された文書であり、請求保有個人情報1ないし3にある特定番号文書とは、審査請求人からの特定施設に対する職業評価結果資料の疑義に回答した文書である。

本件請求保有個人情報に係る原処分の理由等は以下の1ないし4のとおりである。

1 請求保有個人情報1

請求保有個人情報1は、審査請求人からの、別件の開示請求に係る補正依頼文書（特定補正依頼文書）において「特定職員が作成した障害者台帳及び特定所長が作成した特定番号文書（以下、第3において「障害者台帳等」という。）が虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない事由及び根拠は不存在」としていることを踏まえ、障害者台帳を含む3件の文書が当該根拠に含まれない事由及び根拠について開示請求を行ったものと解される。

障害者台帳等に関して、当該文書及び決裁文書等を確認したところ、審査請求人が求める事由及び根拠に該当する記録は確認できず、また、他に該当する個人情報を保有していないことから、不存在としたものである。

また、障害者台帳を含む3件の文書についても、審査請求人が求める事由及び根拠に該当する記録は認められない。

2 請求保有個人情報2

請求保有個人情報2は、審査請求人からの、別件の開示請求に係る補正依頼文書（特定補正依頼文書）において「障害者台帳等が虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない事由及び根拠は不存在」としていることを踏まえ、審査請求人からの別件の審査請求に係る理由説明書（理由説明書A）

に、障害者台帳について「特定記載A」等と記載している事由及び根拠について開示請求を行ったものと解される。

理由説明書Aは審査請求人が行った審査請求を受けて、機構が情報公開・個人情報保護審査会に諮問するために作成した文書であるが、当該理由説明書以外に審査請求人が求める記録を作成していないことから、不存在としたものである。

3 請求保有個人情報3

請求保有個人情報3は、審査請求人からの、別件の開示請求に係る補正依頼文書において「特定職員が作成した障害者台帳について適正である事由及び根拠を示す文書を不存在」としていることを踏まえ、特定所長が特定番号文書において「適正に評価を実施している」と回答した事由及び根拠について開示請求を行ったものと解される。

特定番号文書は、障害者支援経過を含む障害者台帳を確認しながら作成していることから、本件対象保有個人情報として障害者台帳を特定したものである。

また、障害者台帳のうち、障害者支援経過特定年月日の一部は、国の機関、地方公共団体及び独立行政法人相互の協議に関する情報であり、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、法14条4号により不開示としたものである。

4 請求保有個人情報4

請求保有個人情報4は、審査請求人からの別件の審査請求2件に係る理由説明書（理由説明書B及び理由説明書C）の記載内容に矛盾があるとして、2件の文書が矛盾している事由及び根拠について開示請求を行ったものと解される。

審査請求人が主張する矛盾している事由及び根拠が記載された文書は通常作成しなければならない文書ではなく、存在を確認することができなかったため、不存在としたものである。

以上のことから、機構が本件開示請求に対し、該当する保有個人情報を特定し、法18条1項の規定に基づき開示決定とした原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年5月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月18日 審議
- ④ 同年6月10日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 令和5年3月2日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報4につき、これを保有していないとして不開示とし、請求保有個人情報3につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報4の保有の有無並びに本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討するとともに、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 請求保有個人情報1、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報4の保有の有無並びに本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 諮問庁は理由説明書(上記第3)のとおり説明するところ、審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))及び意見書(同(2))において、本件請求保有個人情報につき、的確に特定されておらず、新たに決裁文書等を特定すべき旨主張する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 理由説明書(上記第3)のとおり、本件対象保有個人情報を特定したものであり、この外に審査請求人が求める個人情報は保有しておらず、念のため、改めて各決裁文書を確認したが、該当する保有個人情報を確認できなかった。

イ また、障害者台帳については、作成に当たって決裁を経る手続はない。

(2) 本件請求保有個人情報の内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報4を保有しているとは認められず、また、本件対象保有個人情報の外に、請求保有個人情報3に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象保有個人情報は、機構が審査請求人の就労支援の方針を検討するために作成した「障害者台帳」に記録された保有個人情報であり、「障害者支援経過」として記録された内容の一部が不開示とされている。

(2) 不開示部分について、諮問庁は、ケース会議を踏まえた協議の内容等が記載されており、当該部分を開示すると、担当者が紛争を避けるため

に、硬直的かつ形式的な検討しか行わないなど、関係者間の率直な意見交換がなされなくなるおそれがあることから、法14条4号に該当する旨説明する。

- (3) 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、不開示部分には、機構及び特定公共職業安定所等の間で行われた、就労支援に係る協議の内容等が記載されていると認められ、当該部分を開示すると、関係者間の率直な意見交換がなされなくなるおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法14条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件開示決定通知書には、不存在に係る不開示の理由として「当該保有個人情報を記録した法人文書を保有していないため」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由として不開示とする際には、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を当初から取得していないのか、あるいは取得した後に廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないのかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報4につき、これを保有していないとして不開示とし、請求保有個人情報3につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を法14条4号に該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、請求保有個人情報1、請求保有個人情報2及び請求保有個人情報4を保有していないとして不開示としたこと並びに本件対象保有個人情報を特定したことはいずれも妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 泉本小夜子、委員 磯部 哲

別紙

1 本件請求保有個人情報

請求保有個人情報 1 特定職員が作成した障害者台帳及び特定所長が作成した特定番号文書が虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない根拠は不存在としているが、障害者台帳等3件の文書が当該根拠に含まれない事由及び根拠

請求保有個人情報 2 特定職員が作成した障害者台帳及び特定所長が作成した特定番号文書が虚偽公文書作成罪及び行使罪に当たらない根拠は不存在としているが、理由説明書Aに「特定記載A」等との記載があることから、その事由及び根拠

請求保有個人情報 3 特定職員が作成した障害者台帳について適正である事由及び根拠を示す文書が存在しないにも関わらず、特定所長が特定番号文書において適正に評価をしていると回答した事由及び根拠

請求保有個人情報 4 理由説明書Bに「特定記載B」との記載があるが、理由説明書Cに「特定記載D」と記載されており、2件の文書が矛盾している事由及び根拠

2 本件対象保有個人情報が記録された法人文書 障害者台帳

別表 1

本件開示請求文書	原処分	論駁
<p>① 資料 1 - 1 (1) において「特定職員 (中略) が作成した障害者台帳 (資料 6) 及び特定所長 (中略) が作成した特定番号文書 (資料 2) が虚偽公文書作成罪 (刑法 156 条) 及び行使罪 (同法 158 条 1 項) に当たらない根拠は不存在」と書かれているが下記の三点が当該根拠に含まれていないのはなぜか? その事由及び根拠を開示請求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定所長が特定職員及び特定機関に確認した上で「そのような事実はなかった」と回答していること (中略) 特定役職 (中略) が資料 3 に書いている。しかしこの内容は資料 4 と一致しておらずそれにおいて確認したと書かれているのは特定職員及び特定機関でなく障害者台帳 (資料 6) であ 	不存在	<p>(ア) なぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが (資料 9 - 8 頁) (中略) 今回もそれを無視している (中略)。</p> <p>(イ) 資料 1 に係る決裁原議書 (案文を含む) を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書 (案文を含む) であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて書かれているはずである。</p>

<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主治医の意見書 特定所長は「特定職員が主治医の意見書を確認した」旨を特定番号文書（資料2）－4に書いている。 ・ 障害者台帳（資料6） （中略）特定役職（中略）は「特定所長が障害者支援経過を含む障害者台帳（資料6）を確認しながら特定番号文書（資料2）を作成したから特定記載D」旨を資料4に書いている。しかしこの内容は資料3と一致しておらずそれにおいて確認したと書かれているのは当該台帳でなく特定職員及び特定機関である。またそもそも当該台帳は資料1－1（1）において「虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない根拠は不存在」と 		
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

<p>されているので当初から虚偽法人文書である。したがって仮に当該台帳を確認しながら特定番号文書（資料2）を作成したとしてもそれをもって虚偽ではないと判断することはできずこれは資料1-1（1）と一致している。</p>		
<p>② 資料1-1（1）において「特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料6）及び特定所長（中略）が作成した特定番号文書（資料2）が虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない根拠は不存在」と認めているにも関わらず資料4において「特定記載A」「特定記載D」という嘘を吐いている（書いている）のはなぜか？その事由及び根拠を開示請求する。虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に</p>	<p>不存在</p>	<p>（ア）なぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料9-8頁）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p> <p>（イ）資料4に係る決裁原議書（案文を含む）を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書（案文を含む）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。</p>

<p>当たらない根拠が存在しなければ両罪に当たるのは自明であるにも関わらずなぜそれを認めず再度嘘を法人文書（資料４）に書いているのか？これにより障害者台帳（資料６）及び特定番号文書（資料２）と共に資料４も虚偽法人文書であると断定される（中略）。</p>		
<p>③ 特定所長（中略）が作成した特定番号文書（資料２）－４において「適正に評価（補註：職業評価を指しており障害者台帳（資料６）に含まれている）を実施しております。」と書かれているにも関わらず資料５－１（１）において「特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料６）（補註：職業評価を含む）が適正である事由及び根拠は不存在」と書かれている。障害者台帳（資料６）について適正である事由及び根拠が存在しないにも関わらず特定</p>	<p>障害者台帳（資料６）</p>	<p>（ア）資料５－１（１）において「特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料６）（補註：職業評価を含む）が適正である事由及び根拠は不存在」と書かれているにも関わらずなぜ当該台帳が本件開示請求文書に当たるのか？そもそも当該台帳が本件開示請求文書に当たる事由及び根拠は当該台帳のどこに何と書かれているのか？なぜ特定所長（中略）は特定番号文書（資料２）を作成する際に当該台帳に含まれている職業評価が適正に実施されていると判断することができたのか？公文書等の管理</p>

<p>所長が特定番号文書（資料2）－4において「適正に評価（補註：職業評価を指しており障害者台帳（資料6）に含まれている）を実施しております。」という嘘を吐いている（書いている）のはなぜか？その事由及び根拠を開示請求する。資料1－1（1）において「特定職員が作成した障害者台帳（資料6）及び特定所長が作成した特定番号文書（資料2）が虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない根拠は不存在」と書かれておりそれ等は虚偽法人文書であると断定される（中略）。</p>		<p>に関する法律4条及び11条1項に基づいてそれ等について答える。</p> <p>（イ）前述したとおり資料5－1（1）において「障害者台帳（資料6）が適正である事由及び根拠は不存在」と認めているので特定所長が当該台帳に含まれている職業評価を適正であると判断することは論理的に不可能である。したがって本件開示請求文書は的確に特定されていないので原処分は明らかに失当である（資料10）。</p> <p>（ウ）また本件開示請求文書が不存在であれば法46条1項に基づいてそのように情報提供しなければならないので原処分は同法にも違反している。</p> <p>（エ）次いで仮に本件開示請求文書が不存在であればなぜ不存在であるのかについても答えなければならず答えなければ行政手続法8条1項に違反することになる。これは総務省情報公開・個人情報保護審査会が以前にも指摘しているとおりであ</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>る（資料9－8頁）。</p> <p>（オ）資料5－1（1）に限らず資料1－1（1）においても「特定職員（中略）が作成した障害者台帳（資料6）及び特定所長（中略）が作成した特定番号文書（資料2）が虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び行使罪（同法158条1項）に当たらない根拠は不存在」と書かれているので当該台帳及び特定番号文書（資料2）は虚偽法人文書であり（中略）要するにいずれも嘘しか書かれていない法人文書であるので当該台帳が適正でないことは自明でありまた特定所長が適正と書いていることも前述したとおり嘘であり虚偽記載に当たることも自明である。</p> <p>（カ）特定番号文書（資料2）に係る決裁原議書（案文を含む）を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書（案文を含む）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する</p>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて書かれているはずである。(中略) いかなる判断経緯により嘘を書くに至ったのかについて未だに明らかにされていないのでこれを明らかにする。(中略) 特定役職(中略)が特定所長に対して特定職員(中略)をかばうために嘘を書くように指示したのか?そして当該指示は特定番号文書(資料 2)に係る決裁原議書(案文を含む)に書かれているのか?特定所長が特定番号文書(資料 2)に嘘を書いた経緯を公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて跡付け検証しなければならない。</p>
<p>④ 下記の理由説明書二通が矛盾しているのでその事由及び根拠を開示請求する。両者は矛盾しておりいずれかは虚偽法人文書である(中略)。 ・資料 7 「特定記載 B」 ⇒ 「根拠は不存在であると情報提供」</p>	<p>不存在</p>	<p>(ア) なぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが(資料 9-8 頁)(中略)今回もそれを無視している(中略)。 (イ) 資料 7 に係る決</p>

<p>・資料 8 「特定記載 C」 ⇒ 「根拠は障害者支援経過であると情報提供」</p>		<p>裁原議書（案文を含む）及び資料 8 に係る決裁原議書（案文を含む）を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書（案文を含む）であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 11 条 1 項に基づいて書かれているはずである。</p>
----------------------------------------------	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表 2

<p>諮問庁が作成した法人文書</p>	<p>（中略）障害者台帳（資料 6）</p>
<p>資料 1-1 (1)</p>	<p>虚偽公文書作成罪（刑法 156 条）及び行使罪（同法 158 条 1 項）に当たらない根拠は存在しない。</p>
<p>資料 5-1 (1)</p>	<p>適正である事由も根拠も存在しない。</p>
<p>資料 12-1</p>	<p>適切である事由も根拠も存在しない。</p>
<p>資料 13-1 (1) 項目 1</p>	<p>事実のとおりに書かれていると判断できる事由も根拠も存在しない。</p>
<p>資料 16-1-項目 1-①</p>	<p>自分勝手に作成されていないと判断できる事由も根拠も存在しない。</p>
<p>資料 16-1-項目 1-②</p>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律 8 条 1 項を遵守していると判断できる事由も根拠も存在しない。</p>
<p>資料 16-1-項目 1-③</p>	<p>操作的診断基準（ICD 及び DSM）を遵守していると判断できる事由も根拠も存在しない。</p>
<p>資料 17-1-項目 1</p>	<p>障害者の雇用の促進等に関する法律 8 条 1 項及び 2 項並びに発達障害者支援法 2 条の 2 第 2 項及び 3 条 4 項を遵守していると判断できる事由も根拠も存在しない。</p>